

# 交通事故被害者の会

発行 北海道交通事故被害者の会  
代表 前田 敏章

事務局

060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目  
ノースキャピタルビル4階

第19号 2006年1月10日(年3回発行) TEL 011-233-5130 FAX 011-233-5135

E-mail [hk-higaisha@nifty.com](mailto:hk-higaisha@nifty.com) ホームページ <http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年3回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。(例会の日程はp 12)

## 妻の死を無駄にしない

札幌市中央区 内藤 裕次

妻は生前、看護師をしていました。

平成9年の春、千葉県柏市にささやかながら自宅を購入し、その前後から個人病院のパートに出ていました。子供が大きくなり、だんだん手が掛からなくなってきたので、働きに出始めたのです。若い頃から、働きに出たいと言っていましたので、ようやく希望がかないはじめたのです。

平成10年の冬、より多くの経験を積むため柏市の総合病院への就職を希望し、春から看護師として採用されることが決まりました。そして、2月から訪問介護実習の研修を受け始めました。

妻がトラックに轢かれたのは、まさにその研修の修了日のことでした。妻は、一度帰宅した後、自転車で夕食の買い物をしに出かけたようなのですが、その帰り道、前方不注意で右折をしてきたトラックの運転手に、左横から接触されたのです。

これから人の命や健康を助ける仕事に就こうとする人が、なぜ殺されなければいけないのでしょうか。看護師としてこれから多くの人を助けることができるのに、自分の命を絶たれてしまったことが無念でなりません。

私は、妻のように人の生命や健康を助けることはできませんが、自分の職業を通じて被害者の方たちを助けて行きたいと考えています。

妻とは脳死の状態ですぐ1週間一緒に過ごしました。顔を見ていると、「あなたにはやるべきことがある。交通事故で困っている人たちを助けてあげて」と、語りかけているように思えました。

20年後、あるいは30年後、自分の生き方を振り返ったとき、妻は私のしてきたことを喜んでくれるだろうか。いや、喜んでくれるような人生を歩んでいきたい。死を無駄にしないためにも。

(「いのちのパネル」より)



内藤志津子さん 享年36歳  
事故日 平成10年2月6日

### 今号の主な内容

- ②～⑥ 特集「フォーラム・交通事故VI」  
交通事故被害者の尊厳は守られているか～犯罪被害者等基本法とは～
- ⑦ 犯罪被害者等基本計画案に対し意見書提出
- ⑧ 「犯罪被害者等基本法制定記念全国大会」に参加して
- ⑨ 最高裁判所、平成17年6月14日判決について(青野 渉)
- ⑩ 報告「事故で殺され、司法でも殺された～胎児の人権確立を～」(細野 雅弘)
- ⑪ 報告「2年3か月ぶり起訴、美紗に過失はなかった」(白倉 博幸)
- ⑫ 活動日誌、編集を終えて、お知らせ、

# 交通事故被害者の尊厳は守られているか 犯罪被害者等基本法とは

## フォーラム・交通事故VI

被害者の会主催の、6回目となるフォーラムが、10月22日札幌市中央区の「かでる2・7」820研修室において行われました。

北海道被害者相談室から多数の参加もあり、出席は会員を含め約70人。犠牲者への黙祷の後、熱心な討議を行いました。提言は、山田暁子弁護士、内藤裕次世話人の両氏。報告と発言は、山下芳正(会員)、荻野京子(世話人)、白倉博幸(会員)の各氏でした。また、司会は、前田、小野の両名が務めました。



※以下、記録テープを基に編集者の責任で要約させていただきました。

### 主催者より

小野 茂 (副代表)

本日は沢山お集まりいただきましてありがとうございます。昨日までの北海道の事故発生件数は2万2133件、昨年より428件多く発生しております。私たち交通事故によって被害を受けた者は、その後も悲しみや苦しみが続いています。こういう悲しみを断ち切ってしまいたい、これ以上の被害を出さないで欲しいという願いで、後ろにありますパネル展示をしたり、安全講話をしたり、そして2001年からは「フォーラム・交通事故」を主催しています。

今回は、4月に施行されました基本法について勉強して、皆さんに意見も出して頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

### フォーラムの趣旨と討議の方向性

前田 敏章 (代表)

討議の方向性として以下の項目を提案したい。

- 1 「犯罪被害者等基本法」の意義と内容  
今なぜ基本法が？  
基本計画案でどんなことが議論に？
- 2 交通犯罪・事故被害と基本法  
二次被害など実情、願い、権利
- 3 基本法と市民生活  
基本法の精神で、安全安心の社会形成へ  
関係機関、団体との連携をどう作るか

基本法の精神は抜本的で、ようやく被害者の権利に光が当てられ勇気が与えられたが、それを具体化する基本計画案には心配な点もある。先に札幌で行われた内閣府の意見募集会で、会の要望事項に基づき11項目の意見を提出した(p.7)ところだが、基本法の意義と内容について、当事者の願いと重ねて論議を深めていただきたい。

### 提言① 基本法の意義と内容

#### ～弁護士の立場から～

札幌弁護士会犯罪被害者支援委員 山田 暁子

#### ● はじめに

私が犯罪被害者の支援に関心を持ったのは学生時代。それまで、被害者の方というのはそれなりの保護制度があるのだろうと漠然とっていて、弁護士は被告人の立場で活動すると考えていたが、少年犯罪被害者遺族の武るり子さんのお話を聞く機会があり、どれだけ被害者の方が法の保護から外れた所にいるのか、情報は与えられず、誰からも支援を受けられず、自分で走り回らなければという大変な状況を初めて耳にした。それから、弁護士として、何か被害者の方の力になれる仕事をやっていこうと思うようになり、被害者支援委員会で活動している。

札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会は人権活動の一環として平成12年に発足。委員は13人。週1回、電話での無料相談を行うなど活動している。

#### ● 基本法の制定経緯

犯罪被害者という名前が付いた法律が初めて出来たのは、1980年の犯罪被害者等給付金支給法(犯給法)。その後、被害者の方達の活動もあり、2000年に「犯罪被害者等保護二法」という大改正があった。これまで刑事訴訟法には被害者という言葉はほとんどなかったが、初めて被害者の意見陳述制度や、記録の閲覧・謄写、優先傍聴を認める制度が出来た。

しかし、犯給法もお見舞い金であるなど、これまでの制度は「権利」ではなかった。その法律を動かしていったのは、やはり被害者の方達の活動。2000年に発足した全国犯罪被害者の会(あすの会)が2003年に被害者の権利確立を求める署名、約39万人分を集めた。これを受けて法務省は「犯罪被害者のための施策を研究する会」を作り、2004年12月の「犯罪被害者等基本法」制定に至る。この間、被害者自



助グループ、支援団体そして日弁連の支援委員会でも何度も委員会に出席して提言活動を行った。

同じ頃、日弁連でも人権擁護大会で「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択。2004年「総合法律支援法」で、

国の機関である司法支援センターの業務の一つに犯罪被害者支援が取り入れられることにもなった。

## ● 基本法の意義と内容

基本法はこれまでのことを考えると画期的。まず前文で、これまでどれだけ被害者の方が尊重されていなかったかという事実認識の上にこの法律が立っていることを明らかにしている。その上で、第3条の基本理念に、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と、初めて被害者の権利が明文文化された。お情けではなく、すべての国民が犯罪被害に遭う危険があって、その場合に尊厳が守られる権利があるということが認められた。

この権利を受けて、国や地方公共団体の行う施策が11条以下に具体的に書かれている。①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組の5つ。

## ● 基本法と基本計画の論点

基本法というのは、理念を定めて今後の方向性を示す法律で、基本計画によって制度が出来なければ意味がない。ポイントを絞ってご説明したい。

### ◆ 刑事手続参加について

被害者の会でも強く要望しているようだが、これまでは刑事裁判というのは、犯罪があったかどうか認定をして加害者を処罰するという為に行われており、知る権利は目的の中に入っていなかった。

刑事手続参加の内容だが、一つは法廷に被害者が当事者として在廷し、証拠を提出し、被告人や証人に対して質問をするという狭い意味での参加の権利。それ以外に、検察官に捜査状況などの説明を求めたり、被害者として意見表明する権利。そして、国費による弁護士選任という制度などが盛り込まれており、今後2年なり3年なりの期間を定めて具体的な制度を検討をするというもの。

これについては日弁連の中で反対意見も出ている。被害者支援に関わっている者としては辛いところだが、反対の理由の一つは、これまでの国対被告人と

いう中で行われていた裁判の中に、もう一人、被害者という当事者が入ってくるのは、現行の刑事手続の仕組みに整合しないということ。もう一つは、これまで証拠に基づいて冷静に事実認定をする場であった裁判所が、被害者の方々が出てくる事で感情の応酬になってくるのではないかとという恐れなど。

日弁連の委員会でも意見を出しているが、新しい制度を導入する際に古い制度を変える必要があるというのは当たり前で、どういう制度が良いのかという事を検討している。私自身も刑事手続参加を否定するというのは間違っていると思っているので、そういう立場で色々提言していきたい。

### ◆ 損害賠償制度について

附帯私訴というのは、刑事裁判の中で民事裁判と一緒にやる制度。これまでは、刑事裁判が終わってから、その証拠を使って民事裁判という事で、被害者は独自に弁護士は頼まなければならないなど非常に負担が重かった。それで民事に対しても同じ裁判官が判断をして、賠償命令を出すという制度が検討されている。これは諸外国でも、ドイツ、フランス、イタリアなどでも取られているもので、私も積極的に取り組んでいくべきと考えている。

もう一つは、加害者が保険には入っていないし資力もない場合、被害者はどこから保障を受ければ良いのかという問題。これについて、国費による補償を検討という内容が盛り込まれている。これもヨーロッパ諸国では、国が補償して、その後加害者に対し国が請求するという制度を取り入れている国があるので参考にしていきたいと思います。

### ◆ 国費による犯罪被害者支援制度について

この損害賠償制度にも関わり、刑事手続の支援に弁護士が携わる場合、それを公費でまかなう制度が必要だと思うが、それも検討事項とされている。

2006年の秋から全国に司法支援センターという、リーガルサービスの窓口が出来るが、情報提供と弁護士の紹介だけでは不十分と考える。

## ● 被害者支援における弁護士の役割

権利、制度が出来ても、被害者の方は突然被害に巻き込まれ、精神的にも経済的にも大変な状況の中で、法的な対応をしなければならず、専門家の支援が不可欠。どういう制度があって何が出来るのかということ、専門家である弁護士が説明をし、支援することが必要。今後、附帯私訴、訴訟参加などが出てきたとすれば、被害者の権利を守っていく立場の弁護士を養成していかなければならない。

基本計画は12月の閣議決定の後にも検討は続く。今日お話ししたような方向で日弁連の委員会の方でも提言をしていきたい。

交通犯罪被害者の尊厳は守られているか

## 報告① 被害の実相 真実が隠され、知る権利が侵された

旭川市 山下 芳正



今日も午前中、息子の月命日の法要を済ませてこの会場に来ました。あんなに元気だった息子は、もう私達が触れることも、そばで笑うこともありません。手を合わせながら、何故息子が仏壇の写真の中に居るのか、今でも信じられません。

事件は、平成15年4月23日午後10時25分頃、深川市音江町2丁目の道道でおきました。加害者が、免許取得後初めて購入した車で、納車後わずか1時間30分と言う異常な事件でした。現場は、制限速度40キロの一般道。雨で路面も滑りやすい中、スタッドレスタイヤを装着したまま、前の車を無理に追い越して更に加速し、制御困難な時速100キロを超える高速度でカーブに進入。助手席側が街路灯に衝突し、同乗していた息子が死亡、加害者は軽傷でした。

警察は、危険運転の疑いがあったのですから、「逮捕勾留」「接見禁止」等の処置をとり、厳しく取り調べるべきだったにも拘わらず、逮捕もせず、「他に巻添えもない友達同士の単独事故」と、簡単に処理しようとした。この初動捜査段階での「判断ミス」や「怠慢」が、その後の加害者供述に偏重した調書作成につながるのです。

事故前の加害者の運転行為について、当時行動を共にした友人達は「時速100キロ以上の高速度走行を繰り返していた」「危ないからスピードを落すようにとみんなで注意をした」等の事実を私達に話し、「警察でも証言した」と言っていました。さらに後日、担当警察官に確認したところ「聞いています」と話していたのですが、加害者の供述調書には、一切無く、書かれていたのは、「私は、これまで時速100キロメートル以上の速度で実際に運転したことはありません」と言う虚偽の供述でした。「死人に口なし」とばかりに、息子が悪かった様に供述し、友人達の重要な供述については、隠されていたのです。

事故調書が開示されないため、遺族や被害者の知る権利が侵されています。警察での状況説明は全く納得の出来るものではなく、いくら矛盾点を指摘しても「車は予期せぬ動きをするものだ」といわれるなど、加害者の虚偽をチェックできないのです。

息子の命を奪った事故の真相を知ることは、親として当然の権利だと思いますし、真実が隠されたままの調書という不公正さをなくすためにも、早期開示が必要だと思います。本事件も、私達が訴えを起

こさなければ、誤った罪名によって裁かれるところだったのです。

その上、「息子の命の尊厳」が尊重されるどころか「相手に弁護士が付けば好意同乗のことを必ず言ってきますよ」等と脅しとも取れる様なことを言われたり、「危ないと思ったら乗らなきゃ良いうて話なんです」と、危険運転をした加害者を責めるのではなく、同乗した息子がいかにも悪いと言うような口ぶり。さらに、「加害者は人を一人殺してしまっているのだからある意味一番ショックを受けている」と、深い悲しみの中にいる私達遺族に対して、息子を『侮辱』し、加害者が「被害者」であるかのように平気で言うのです。なぜそこまでして加害者をかばい、失意のどん底にある私達を責めるのでしょうか。

真実が隠され、「なぜ我が子が死ななければならなかったのか」と、答のでない「自問自答」に苦しみ、さらに、いわれもない「誹謗中傷」に傷つき悩み、心身へのストレスは限界を超えました。家には息子との思い出がいたるところにあり、それらを見るたび悲しみと悔しさに胸が締め付けられます。こんな事になるなら、自宅から通学させれば良かったと、自らを責め、酒を飲まなければ夜も眠れない日々が続きました。心労からくる身体の激痛に、救急車で運ばれることもありました。84歳になる私の母は、事故後、手術室のベッドで力なく横たわる、変わり果てた孫の姿を見た時「自分が代わるから」と孫にすがり付いて泣いていました。孫の事を思い出しては涙し、寝る時に部屋の電気を点けていなければ寝られないようになってしまいました。

犯罪により家族を失った遺族へのケアがあるというのは聞いていました。しかし、「行政」から私達遺族への精神的なケアはありませんでした。そんな絶望のどん底にいた私達を支えてくれたのは、友人や知人、被害者の会や全国の被害者の皆様方からの励ましで、何物にも替えられない大きな支えでした。

息子の事件で、唯一の救いだったのは、検察によるチェック機能が働いていた事でしたが、刑事裁判においても、真実を語らず、「反省している、誠意は示した」と訴えた加害者に、裁判長は、求刑5年に対して、懲役2年10ヶ月とい到底納得できない判決。裁判長が加害者に贈った「長いかもしれないけど、2年10ヶ月頑張っって・・・」という言葉。私達は一生忘れません。息子が帰ってくるなら私達は10年でも20年でも待ちます。しかしそれは叶いません。

私たちは「交通事故のない社会」が願いますが、不幸にも被害者となった人の命の尊厳が守られ、後遺症や重度の障害でこれまでの生活が出来なくなった被害者やその家族、そして悲痛な思いをしている遺族が、更なる「被害」を受ける事のない社会を心から願います。

(本事件の経緯は、会報13,14,18の各号にもあります)

## 報告② 被害の実相 娘の事件から、調書の早期開示を訴える

南幌町 白倉 博幸



「知る権利」の保障、具体的には交通事故調書の早期開示の切実さについて、長女が被った事件を通じて述べたい。

当時中学3年生だった長女美紗は登校途中に、時速90キロ以上で暴走してきたトラックによって歩道上ではねられ即死させられた。事件は平成15年9月1日に起きたが、捜査の不備があり、今も検察庁で捜査中。(その後の進展については本号p11)

美紗の事件は、「死人に口なし」の典型。急な知らせに取り乱して病院に駆けつけ、現場を見ることも、状況を知ることもしない。子供の最期について、原因など尋ねても、警察は「捜査中」ということで全く教えてくれない。被疑者は美紗の飛び出し、つまり美紗の過失によるものと説明した。しかし現場を見れば、例えば事故時の走行速度が供述どおりであれば衝突地点の手前で十分停止できる。さらに、「美紗の飛び出し」をみてブレーキを踏んだと証言している位置の遥か手前からブレーキ痕がはっきり印象されていた。これほど明らかな証拠があるのに、被疑者の言い分の通りとなるように、ブレーキ痕を意図的に短くした上、供述に合わないブレーキ痕は調書に記載もしていなかった。事実があるのに、あくまで被疑者言いなりの捜査が行われる。その通りに証拠化すれば被疑者は否認しないから、捜査機関としては楽に、早く処理できる。

警察官は私たちに対し「美紗が加害者」と言い、更には「道路の通行優先だ」「遺品になんて気を遣っていたら捜査できない」「相手を加害者と呼ぶのは適切ではない」「交通事故は過失だから」など信じられない言葉で遺族を更に苦しめ続けた。

私たちの再三の要求によって警察による再実見分がなされ、タイヤ痕については最初の見解と違うものとなったが、送致内容はやはり真実とはかけ離れたものだった。再び検察庁に対し、真実を明らかにするための鑑定など様々な要求をしなければならなかった。その結果、速度に関して、少なくとも90km以上という、これまでの捜査内容とは大きくかけ離れた鑑定結果が出されるに至った。

これまでの経過から感じたことは、調書の開示

は、遺族も当事者であると位置づけ、遺族等の意見を伝えるために、そして何より公正な捜査、科学的捜査のために絶対に必要という事。一度捜査機関によって証拠化されたものを変えることは簡単なことではないし、時間が経てば真相解明は一層難しくなる。捜査の早期に「権利」として認めることが重要。

早期開示が現実となれば、捜査機関も被疑者供述に頼る捜査を行えない。原因を見極める意識改革にも繋がるはず。

犠牲になった者の名誉と命の尊厳のために、「加害者天国」と呼ばれるような不正が繰り返されないように、被害者の願いが基本計画でしっかりと具体化されることを強く訴える。

## 報告③ 被害の実相 怪我をされた方の相談を受けて

荻野 京子(世話人)



怪我をした人の相談にのっているが、まず問題になるのは、警察の実況見分調書。これが正しく書かれていないという事実が何件もあり、なぜ警察がそういうことをと不安に陥る。次にお医者さん。大変重い怪我

をされているのに、加害者にとって起訴されない範囲の2週間あるいは、3週間と診断される。また、後遺症認定の証明を、怒鳴られて書いてもらえなかったという被害者もいる。証明の内容が不十分で、後遺症認定が低くなっている例も多い。弁護士の問題もある。損害賠償の件で相談して了承してくれたのに、突然辞任されるという場面にも出会った。また、治療費や、生活費に関わる休業補償が突然ストップされ、本当に困っている人が相談に来る。

怪我をされた会員であったが、総会の案内を送ったところ、死亡と書かれて返送されてきた。高校時代、野球もして健康だったのに、交通事故によって首や背中が曲がり、歩行も言葉も不自由になった方。事故から10年経ちこのたび逝去された。お墓参りをしたが、母親は、こんなに辛く悲しい事はないと涙されていた。

昨夜、岡山の人からお電話があった。自分の母親さえも味方でなくなるくらい、痛み、苦しみをわかってもらえないと嘆き、「北海道に被害者の会があっていいですね」とおっしゃった。色々な相談を受けているが、怪我をした人は自分の痛みは自分しかわからない。そういう中で色々な問題にぶつかっている。詐病だろうと訴えられ、民事裁判の被告にされる方も現実にいる。

基本法が出来た。怪我をした人が元通りの体になるのは難しいかもしれないが、気持を明るく前向きに生きていけるような社会になることを願っている。

## 提言② 被害者・遺族の願いと基本法 ～まとめにかえて～

世話人 内藤 裕次

### ● 深刻な二次被害

交通犯罪に限らず、犯罪というのは予期しない突然の出来事。そして犯罪だから刑事手続が不可避になる。まず直面するのが取り調べ。捜査員の方に追い打ちをかけるような辛い言葉を浴びせられたという話も聞く。その後、裁判手続だが、どういふことをするのか、誰に相談したら良いのかもわからない。

それだけではなく二次被害がある。JR福知山線の脱線事故では、遺族と怪我をされたご本人の9割以上がPTSD症状と聞く。他にも、偏見というか、被害を受けたのには何か落ち度があるのではないかと、周りの人から責められたり、さらに生き残った人が、亡くなったのは自分のせいだと責めてしまうこともある。

### ● 交通犯罪特有の問題

一つは実況見分の問題点。被害者が亡くなったり、重傷を負っているとすぐに病院に運ばれ、現場でどういう状態で事故に遭ったのか言えないから、加害者供述によって実況見分が作られていく。

ここに科学的交通事故調査という本があるが、見分調書の記述は一見、整合的で緻密に見えるけども、実は創作されたものであるというものがわかったとある。なぜこういうことが起きるのか。現場に被害者の方がいないので、運転手が狼狽して冷静に状況説明する余裕がないと、警察の言っている事そのままになるということで、客観的事実と全然違う事が出てくる。もちろん全部ではないと思うが、現実にもそのような調書もある。加害者供述に因らない科学的裏付けのある捜査が必要。

実際に、基本計画案の中でも交通事故調査の体制強化が考えられている。「警察において、事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、・・・一層の交通事故捜査の充実に努める」という項。具体的プランに期待したい。

次は損害賠償の問題。個人で損保に請求しても、弁護士をたてて理屈で押した場合の半分という体験をした。その分、損保が丸儲けしているという現状の問題がある。

### ● 基本計画や今後の立法に期待すること

#### ◆ 情報を得る権利

基本計画案には、沢山の事項が盛り込まれており、新しい施策がどんどん出来ている。しかし、情報を知ることが出来ないと全く意味がない。事故は突然で、被害者になったらどんな権利があるかなど誰もわからない。だからこそ行政の方が、直後にどんな権利があって、今後どういふ手続が必要か、どの



ように関わっていくのか、出来ないことは何か、出来ない理由は何なのかなど、きちんと説明して貰わないと、自分がどのアクションを起こすか全く解らない。情報提供を権利として確立していく必要がある。

#### ◆ 刑事手続参加は捜査段階から権利として

基本計画案にある公訴参加制度の充実に期待したいのと同時に、捜査に対して何らかのアクションが出来るような形まで進めていく必要がある。

公訴参加制度は、2年以内に検討ということになっているが、幅広い概念。考えられることとして、訴因(犯罪事実)の設定というのがある。これを被害者が決めていくことが出来るのかどうか、あるいはそれをするべきかどうかという議論がある。しかし、公訴参加制度のもとで証拠の提出や被告人質問という制度が出来ても本当に実効性があるのかどうか。証拠はどうやって収集するのか。被告人質問も、証拠を裏付けないと迫力がない。何か被害者の権利として認めましたよ、というガス抜きだけではだめ。犯罪被害者として、捜査段階から意見を言ったり、あるいは、証拠を見せてもらうとかそういう権利を獲得していくべき。

#### ◆ 処罰感情の反映

私の場合、妻は亡くなったのだが、罰金で済んでしまっている。やはりおかしい。刑罰は、ここ何年かでかなり厳しくなったと言われるが、行為の結果に見合う刑罰とはなっていない。私見だが、自動車運転に関して「自動車運転過失犯」という、法定刑を引き上げた新しい体系があって然るべき。

要するに自動車は凶器。ナイフを振り回して走っているのと同じで、危険な物を運転しているということは、それだけ注意義務が重く、重い罪は当然。

### ● 被害者の権利実現をめざして

基本計画に関しては行政機関での役割が重要。やはり、情報を得る権利を実際にも実現できるような形で運営して頂きたい。

私たちのような民間団体の役割も重要。具体的には司法機関や行政機関との共同と情報交換。被害者側も、間違った見方や誤解している場合もあり、社会的に正当な要求をするためには、膝をつき合わせた懇談や情報交換をして、互いに理解を深め、国民的合意の得られる制度を追求していくべきである。

終わりに、被害者の権利実現という、どうしても加害者の権利と衝突してしまう。それについて法学者田宮裕氏の言葉を引用しまとめにしたい。

「被害者の、正当に享受すべき利益が保障されて初めて、被告人の人権論も説得性を増す」

**犯罪被害者等基本計画案に対し、意見書を提出****9月3日 道庁**

9月3日、内閣府犯罪被害者等施策推進室の意見募集会が道庁赤レンガ庁舎で行われ、当会より、内山、小野、荻野、前田の4名が出席しました。

意見書(下記)を提出し、補足説明をするという形で、時間は30分程度でしたが、切実な要望の計画

への反映を訴えました。内閣府の担当官は熱心にメモをとり聞いてくれました。

なおこの北海道会場では、当会の他「交通事故調書の開示を求める会」(鬼沢雅弘代表)も要望意見を述べました。(土場、前田も出席)

**「犯罪被害者等基本計画案」  
に対する意見(抜粋)**

2005/9/3 交通事故被害者の会

**1【法12条、損害賠償請求】**

刑事裁判手続のなかで、民事の損害賠償の手続も行われる附帯私訴制度を導入すると明確に定めていただきたい。(3-3項)

**2【法12条、損害賠償請求】**

被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させていただきたい。自賠責保険の後遺障害認定基準と認定方法を見直し、公正で適切な損害賠償を実現していただきたい。(3-5項)

※現状では、損害賠償の認定等に営利目的の保険会社が関与するため、著しく低く認定されるという例が頻発している。適正な認定とともに、制度の根本的矛盾をも改めて欲しい。

**3【法14条、PTSDの診断及び治療】**

PTSDは犯罪被害者等に共通的に現れる症状と認め、該当者全てが専門家の派遣を含め、必要な支援と治療が受けられる制度を構築していただきたい。(3-5項)

**4【法14条、高次脳機能障害者支援】**

脳外傷による高次脳機能障害を重大な後遺障害として認定し、治療と

生活保障を万全にさせていただきたい。高次脳機能障害者の作業所や、高次脳機能障害者支援センター・グループホーム等の設立および運営への支援を拡大していただきたい。また治療法等の研究推進体制を構築していただきたい。(3-6項)

**5【法14条、長期療養の被害者】**

被害者が症状固定の強要などをされず、正確な(後遺症)診断に基づく適正な医療が受けられるように、行政指導が徹底される制度改善を進めていただきたい。(3-5項)

※現状では、医療機関に外部からの不当な圧力などがあり、正確な検査や診断がされず、症状固定が強要されたりして、完治まで十分な医療が受けられないという実例がある。

**6【法18条、刑事裁判への関与】**

被害者等が望むとき、刑事裁判において訴訟当事者として、自ら加害者に質問したり、証拠を提出したりすることができる公訴参加制度の実現を明記していただきたい。(3-3項)

**7【法18条、捜査に関する情報提供】**

警察が作成する交通事故調書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示できることを被害者等の権利と明確に位置づけていただきたい。

また、基本法第18条関係の「現状認識」に、私たちの要望は「情報

提供」にとどまらない「権利としての開示請求」であると正確にするとともに、[犯罪被害者等の要望に係る施策]にも「交通事故調書の捜査段階での開示」という要望項目として明記していただきたい。(2-2項)

**8【法11条、総合的窓口設置等】**

犯罪被害者が、被害直後から恒常的に支援を受けられる公設の機関を設置していただきたい。対応窓口は、情報提供にとどまらず支援も受けられる窓口としていただきたい。(3-4項)

**9【法22条、民間の団体への支援】**

当会のような、自助グループに対して、財政的援助をしていただきたい。(3-4項)

**10【法20条、啓発事業】**

被害者のことを国民一人ひとりが我がこととして考え、安全・安心の社会を作るための啓発の期間として「被害者週間」を設けていただきたい。

**11【その他、交通事故捜査】**

科学的捜査と原因究明のために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの全車装着義務を法制化していただきたい。(2-3項)

注：【法】は基本法の関係部分( )は会の要望の関係項

**反響大きい「パネル展」**

「亡くなった方一人ひとりが精一杯生きていたことが、パネルから伝わりました。明日も同じ日常が続くはずだったのに突然未来が閉ざされた苦しみ。



西区民センターでのパネル展

亡くなった方の死を無駄にしたいです。何と言葉をかけたらいいかわかりません。すみません。」

(26歳男性)

これは、8月の札幌市社会福祉

総合センターでの展示へのアンケートの言葉です。

展示会場の確保に苦勞していましたが、札幌市区政課の後押しで、9月以降、西区、手稲区、白石区、そして札幌市役所と連続開催されました。市役所では、上田市長から直接に「札幌市でも後押ししたい」との言葉をもらいました。また、各会場の担当者の方からも「反響は大きい」と言われ、ある運送会社の安全管理者の方は「社員教育に使いたい」と冊子を求めていきました。

展示開催には苦勞もありますが、このような反響のあることが、私たちにまた力を与えてくれます。

今年も会員の皆様の協力を得ながらできるだけ多くの場で展示を続けたいと思っております。2月20日～24日まで厚別区民センターでの展示が決まりました。(小野 茂)

## 「犯罪被害者等基本法制定記念全国大会～いのち・希望・未来～」 に参加して

11/27 東京、丸ビルホール



前日、銀座の目抜き通りを行進

### 大会での貴重な出会い

副代表 小野 茂

置き去りにされていた被害者の声が社会に届き、基本法の制定となったことに大きな期待を抱き参加いたしました。

前日、大会PRのため50分間の街頭行進。遠かったです。道行く人にアピールできたことと思います。この様子は地元TVにも流れました。

当日、400人入る会場は殆ど一杯になり、基本法への関心の高さが分かる。開会挨拶に続き、前田代表より被害者の声・基本法の重要性が訴えられ、続いて全国の自助グループ17団体の報告の1番手として私が北海道の取組を話しました。控え室を出ると猪口邦子担当大臣がブース展に居り「いのちのパネル」小冊子を渡す機会が得られましたが、大臣は「一生懸命に取り組む」と語られました。

メインであったパネルディスカッションは、女性弁護士・志賀こず江、日野市議・菅原直志、池田小児童殺傷事件・酒井肇の3氏によって行われ、「一般の理解をどう深めるか。検察は被害者の100%代弁をしているか？個々の資質が問われる。興味本位の取材の姿勢に問題。専門家と周りの多くの支援が大切。地方自治体での条例制定の意義は大きい。被害者不在であってはならない。」など、1時間半に渡り貴重な提言がなされました。

懇親会では、内閣府の施策推進室長・加地隆治氏より「全国でヒアリングを行い、想定していたものより33項目多くなりました。被害者の立場で進めている」と言葉をいただきました。3年前の「生命のメッセージ展 in 北海道」で知り合った方々との再会もあり、多くの人と基本法について語り合いました。

翌日のある新聞は、犯罪被害者の実名・匿名報道について重点を置いていましたが、マスコミの関心が何処にあったのかと疑問でした。尊厳保障がもっと取り上げられていたらと思います。

準備不足で3分間の会の活動紹介に少し慌てましたが、無事に終え、「参加して良かった」というのが率直な感想です。ご準備された高橋シズエ実行委員長はじめ、関係の方々に深くお礼申し上げます。

### 講演要旨 自助グループの意義

代表 前田 敏章

基本計画案に対し、犯罪被害者週間は自分本位であるというパブリックコメントが寄せられていた。「犯罪防止の日」であれば、国民からの理解を得られるというものだ。しかし、ある日突然、望みもしない被害の当事者にさせられた私たちが、真実に基づく公正な裁き、謝罪と賠償、必要なケアなどを求め、訴えることがどうして自分本位なのか。こうした誤解や偏見を正すためにも被害者週間は必要であるし、自助グループの活動も重要。「犯罪のない社会」は、被害者のみならず国民共通の願いであるから、ここに共同の基盤がある。被害者としての当然の権利保障が、安全な社会につながるということを、もっと強調する必要がある。

2003年の1年間に生命・身体の子被害を受けた被害者数は123万7千人にのぼるが、このうちの96%、119万人は交通関係の事故・犯罪によるもの。莫大な犠牲者を出している交通犯罪は、ある意味近代市民社会の成立要件、「他人の自由を侵害しない限りにおいて各人の行動の自由が存在する」という原則を根底から崩し、命をあまりに軽く扱う風潮へとつながっている。

交通犯罪の被害者は、「仕方のない事故だから」「加害者も大変だ」「損害賠償されれば済む」など、心ない言動での二次的被害を受けるが、光を感じたのが近年の被害者支援の動き。

当会は、6年前に道警の支援も受け発足した。互いの支援・交流や命の大切さを訴える体験講話など、活動は全て有機的につながる。私たちにとっては貴重な社会参加の機会でもあり、体験を語ることは、自身のPTSDからの快復ともなる。「自ら回復する力を引き出す働き」が自助グループにはある。

当会は道の交通安全協会から運営費など提供いただき、恵まれているが、どの地域でも公的な財政補助を受けられる制度を望む。

今年10月の会主催のフォーラムのテーマは基本法と交通犯罪被害者の尊厳についてであったが、「死人に口なし」の不公正捜査の実態も報告され、基本計画案に対しては、期待とともに、知る権利と司法参加の点での不十分さも指摘された。

基本法の実効あるものとし、被害者の視点に立った施策をすすめるため、私たち自助グループもその役割を担って行きたい。本大会がこの共同の輪を広げる大きな一歩となることを祈念する。



丸ビルホールでのブース展

# 最高裁判所、平成17年6月14日判決について

弁護士 青野 渉

## 1 はじめに

最高裁判所は、平成17年6月14日、交通事故をはじめとする民事訴訟における「逸失利益」の算定に際しての「中間利息控除率」を5%とする判決を出しました。

## 2 「逸失利益」とは？

交通事故によって、人が死亡したり、後遺障害を負った場合に、被害者は、加害者に対して、損害賠償を請求することができます。日本の裁判の場合には、損害の中心は「事故にあったことによって失った収入」です。これを「逸失利益」（いしつりえき）と呼んでいます。聞きなれない言葉ですが、「事故で失った『将来の収入』」というように考えてもらえれば良いと思います。

では、この逸失利益はどうやって算出するのでしょうか。例をあげて説明いたします。平成17年に、交通事故で死亡した40歳のAさん（妻1人、子供2人）の場合には、以下のように算定します。Aさんの事故前の年収が500万円であれば、まず、これを【基礎収入】とします。一方で、Aさんは死亡したので、Aさん自身の生活費はかからなくなりますので、その分を差し引きます。これを【生活費控除】といいます。一般的には、家族がいる男性については30%とされています。働ける年齢については、おおむね67歳までとされています。Aさんの場合だと、あと27年間働くことができたこととなります。これを【就労可能年数】といいます。

逸失利益の計算の基本的な考え方は、

（【基礎収入】－【生活費控除】）×【就労可能年数】  
というふうに計算するのです。

## 3 「中間利息控除率」とは？

さて、以上の説明は、基本的な考え方なのですが、実際に、Aさんの逸失利益を計算するときは、以下のように計算します。

$$(500 \text{万円} \times 0.7) \times 14.6430 = 51,250,500 \text{円}$$

0.7というのは、30%の生活費を差し引くという意味です。

そして、ここでお気づきのように、「27年間」の就労可能年数なのに、「27」をかけるのではなく、「14.6430」という数字をかけています。なぜ、「×27」ではなく、「×14.6430」になってしまうのでしょうか？

これが、今回の最高裁判決がいう「中間利息控除」の結果なのです。

「逸失利益」というのは、本来は、将来、毎年毎年もらえるはずの収入を、現時点（裁判の時点）で一括して賠償してもらわなければならないわけですが、例えば、Aさんが、15年後にももらえる年収を現時点で先に貰ってしまうと、これを銀行等に預けて利殖することができ、その分、Aさん（の遺族）は、利息分を「得をする」こととなります。そこで、裁判所は、逸失利益を計算するときに、この期間の利息部分をあらかじめ差し引くことにしているのです。そして、裁判所は、この場合の「利率」を5%とすることに決めています。

こういう考え方を前提に、1年目、2年目、3年目・・・と、27年目まで、「差し引き計算」すると、「×27」ではなく、さきほどの「×14.6430」という数字になります。これを「ライプニッツ係数」といいます。簡単にいえば「利息をあらかじめ差し引くための係数」なのです。ちなみに、後遺症の場合も、同じように、ライプニッツ係数

を使って計算します。裁判所や保険会社は、「お金を持っている」と自然に毎年5%増える」という「ルール」を前提に、逸失利益を算定してきたのです。

## 4 問題点

### ① 金利の実態について

しかし、この「ルール」はおかしいと思いませんか？  
今、銀行に預けても、5%も利息がつくことはありません。168万円を銀行に預けて、15年間で182万円も利息がつくことはありえないことは誰でもわかります。現在の定期預金金利は0.03%程度ですから、15年間預けておいても、利息は3万7000円ほどしかつきません。

本当は、年5%も増えるはずがないことがわかっているのに、「毎年5%増える」と決め付けて差し引かれるのは被害者には酷な話です。

### ② 物価・賃金の上昇について

この方式には、もう一つ、被害者に不利な点があります。かつて、金利が5%だった時代（例えば昭和40年代）のことを考えてみてください。その当時は、消費者物価や平均賃金も、毎年、5%以上上昇していたのです。経済学的には当然のことですが、金利というのは経済成長に連動しています。もし、「預金が5%で増える世の中」であると仮定するのであれば、平均賃金（先ほどの計算でいう【基礎収入】）も相応に上昇すると仮定しなければ公平ではありません。この点は、古くから、経済学者から指摘されている問題です。

被害者は、将来の収入を、現在「先払い」してもらったことで、利息分の利益を得る反面で、平均賃金が上昇（＝貨幣価値が下落）した場合には、その分、損をします。裁判所は「被害者は利息で得をする。」ことだけしか取り上げず、「貨幣価値の下落で損をする」ことは全く無視しているわけです。

### ③ いままで裁判例

こういった2つの観点から、「5%」というのはあまりにも高率なので、昨年の札幌高裁判決をはじめとして、2～4%の中間利息控除率で計算する裁判例が、地裁・高裁で17例ほどありました。他方で、ほとんど裁判官は、5%で計算をしていました。就労可能年数にもよりますが、3%と5%では、逸失利益の額が2倍くらい異なるケースもあります（さきほどのAさんのケースでは3%で計算すると64,144,610円となります。）。

今回、最高裁判所は、計算方法を統一するために、中間利息控除率を5%として計算すべきという初判断をしたのですが、被害者に不利な計算方法に決められてしまった点は、非常に残念です。

この問題については、引き続き、いろいろな方法で問題提起をしていきたいと思っております。

※ この文章であげた基礎収入の500万円や、生活費控除の30%、就労年数67歳まで、などといった数値は、被害者の年齢、職業、学歴、収入、性別などによってケースバイケースです。あくまで「例」として御理解ください。

注：この最高裁判決は、会報15号p8～10掲載の土場さんの民事損害賠償請求にかかわるものです。

## 報告と訴え

## 事故で殺され、司法でも殺された

## ～ 胎児の人権確立を～

札幌市北区 細野 雅弘

平成15年12月27日、私と妊娠32週の妻が年末の買い物を済ませ、片側一車線を走行中、突然、加害者が運転していた対向車がはみ出し、私達の車両に衝突してきました。

搬送先の病院で妻には緊急帝王切開の手術が行われ、女の子(桜子と命名)が生まれました。しかし桜子は事故が原因で約11時間後に亡くなりました。私どもの最初の子供で、妻は悪阻で2週間も入院しながら、ようやくそこまで大きくした子供でした。また、妻自身も手首の骨折や全身の打撲で重傷。精神的にも言い尽くせないほどの苦痛を味わいました。

事故から2年が経過し、ようやく裁判が終わりましたので、その経緯を報告させていただきます。

## ● 不誠実な加害者

事故現場で、加害者は自分が立って歩けるにもかかわらず、後続車の交通整理をするでもなく、警察や救急車を呼ぶでもなく、ただ自分の保険会社と彼女に電話をしていました。現場検証でも当方に頭一つ下げることもせず、その後も刑事訴訟が始まるまで、手紙など含めて謝罪は一切ありませんでした。

その間、加害者は1年間の免許取り消しの後、早速免許を取り直し、今までどおりトラックドライバーの仕事に戻ったのです。また、事故後2年間の間に、何一つ事故処理が進まず、私どもが怪我の回復に1年、精神的な回復にさらに1年以上の年月を要している間に、何食わぬ顔で結婚までし、法廷にお腹の大きな奥さんと現れたことには、怒りを通り越して一種の驚きさえありました。

## ● 司法の壁～11時間生きた子供が人とみなされず

日本の刑法では、胎児を過失で死傷させても何も刑罰が科されません。そもそも、そのような条文がありません。ですから、裁判では母親に対する重過失として扱います。警察でも妻と私に対する業務上過失傷害罪としてしか書類送検してもらえませんでした。しかしながら、桜子の場合、事故当時の月齢で通常に生まれていれば、臨月で生まれた子供と生存率に差はなく、死因は100%事故が原因であり、事故後約11時間生存し、戸籍が発生しています。もし、自分の子供がこのような状況で殺されても、刑法が死亡事故として扱ってくれなかったら、誰でも憤りと違和感を覚えると思います。

平成16年2月に書類送検されてから、私どもはすぐに致死罪で立件するよう検察への働きかけを開始しました。要望書に、事故の態様・子供の死因と事故との因果関係の証明・受胎してから事故までの病院での記録・胎児死亡の事故を通常の死亡事故として扱うための法的な資料などなど、考えられるあらゆることを盛り込みました。

その間、交通事故被害者の会の方にも貴重なアドバイスを頂きました。この場をお借りして深くお礼申し上げます。

## ● 判決は禁固2年、執行猶予付き

札幌地検へ致死罪で立件するよう要望を出してから約1年半検討していただきましたが、最終的には、法務省刑事局の判断で、妻と私に対する傷害罪での立件となりました。つまり、子供に対する罪としては立件されませんでした。

11月28日、札幌地裁は求刑どおり禁固2年の判決。ただし執行猶予4年でした。量刑については、ある程度の配慮はあったと思いますが、事故で殺され、司法でも殺された。それが今の実感です。加害者が今後、死亡事故ではなく障害事故を起こしたという認識を持つことは、今でも納得がいきません。

一方、民法では「胎児は人とみなす」という条文があるため、民事訴訟では裁判所から死亡事故としての和解案を出していただき、裁判長が当方の心情をよく理解してくれたこと、保険会社が裁判所の和解案に意義を申し立てず和解に応じたことから、先日、和解が成立しました。

## ● 被害者や胎児に冷たく、命を軽く扱う社会

私どもは事故後、自分の怪我、子供が殺されたことによる心痛、誠意のない加害者、胎児死亡事故に対する司法制度の壁、保険会社の不理解、そういったもの全てと、ほとんど自分たちの力だけで戦ってきました。想像できないほど、社会は被害者や胎児といった弱者に対して冷たく不理解だと感じています。加害者の反省は正確な事実認定の上、正確な罪名を付け、自らの犯した罪を認識させるところから始まるのにもかかわらず、司法ではそれさえもまともにできません。

また、加害者の態度を見ても、加害者意識の無さ、被害者に対する想像力の欠如、人の命に対する意識の希薄さ、そういうものを感じます。

危険運転致死罪のように刑罰を強化し交通事故に対する抑止力とするのはもちろんですが、一向に事故数が減らないのは、社会自体が命に対して意識が希薄になっているからだと感じています。車窓の外に、自分と同じ人の命があると思えば、無謀な運転は出来ないはずですが、また、胎児のような目に見えないものの命も守れる社会であれば、ましてや、道を歩いている人の命は守られるだろうと思います。そういう意味で、私の遭遇した事は日本の社会の病んだ一面を見せてくれた事故だったと思っています。

今後は、微力ながら、交通事故撲滅と胎児の人権確立のために、自分の出来ることをして行きたいと思っています。私どものような被害者が一人でも減り、子供の命が大切に扱われることを願って止みません。

～事件概要～

◆2003年12月27日 札幌市東区東雁来町で時速約50キロで走行中の加害車両がスリップし、対向車線の細野さんの車に衝突。夫妻は重傷。帝王切開で生まれた女兒は、11時間後に死亡した。

◆2005年11月28日 札幌地裁は加害者に、業務上過失傷害で禁固2年、執行猶予4年の判決(求刑、禁固2年)。

## 中間報告 2年3か月ぶりに起訴、美紗に過失はなかった

南幌町 白倉 博幸・裕美子

たくさんの方々のご支援・ご協力の中やっと、美紗は悪くなかったと科学的に証明され、起訴というひとつの区切りを迎える事が出来た事をご報告したいと思います。

### ■ 「飛び出し」と言われ

当初「美紗の飛び出し」が原因とされ、警察官から「相手を加害者と言うのは適切ではない。『さん付け』で呼ぶように」と言われた事もありました。たった14年しか生きる事が出来なかった美紗は命と共に尊厳



在りし日の美紗

も名誉も奪われたのです。現場状況などから多くの疑問を持った私たちが、警察に対し事故状況と捜査内容の説明を求め続ける中で「知る権利」が被害者遺族には無いという現実を知りました。

### ■ 自分で調べるしかない

制度自体にも大きな疑問を持ち、調書開示の活動等にも参加させていただきましたが、「今の制度上、知る事が出来ないのであれば自分で調べるしかない」と加害車両の検証、美紗の自転車と衣服の検証や現場の撮影。現場道路に這いつくばり痕跡を探し、現場近くの排水口の中から美紗の体の一部を発見した事もありました。事件目撃者、当時現場に居たという人すべてに再度現場まで足を運んでもらい、当日の詳しい状況（自転車の場所と向き、靴・カバンの位置、美紗の倒れていた向き等）明らかにしていきました。さらに民間調査会社へ調査依頼、2度のルミノール反応検査で衝突地点の特定、同型車を用いたの走行実験や、実際に自分が自転車に乗りトラックと衝突させる実験を行った事もありました。2度私的鑑定も依頼しました。カルテやレントゲン等も取り寄せ、美紗の受傷箇所と加害車両の破損状態および美紗の転倒状況などから見ての医学的な矛盾点の検証。その1つ1つを警察や検察庁に対し提出しました。警察は再実況見分を2度行いましたが、当初の加害者供述どおりの事件内容から変わることはなく、検察庁に送致されました。それでも諦めることなく地方検察庁及び高等検察庁に対し、数十通の上申書や資料を提出し、公正かつ科学的に事件の真相を解明するよう求めて通い続けました。

### ◆ ようやく起訴

結果、検察庁は4回の鑑定を行い、事件から2年3

ヶ月後の2005年12月2日、ようやく起訴となりました。片側1車線の狭い道路を約95km/hの速度で走行させ、反対車線にはみ出し暴走し美紗を殺した加害者の裁判が始まります。

「自分は悪くない。そこに居たから死んだんでしょ」「これからまた免許を取るけど、安全運転を心掛ける事が供養」「裁判にでもなって、裁判官が俺が悪いって言ったら謝ってやるよ」と言っていた加害者がどのような姿で被告人席に座るのか。そして何を語るのかをしっかりと見届けたいと思っています。裁判では殺された美紗の命が軽視されることなく、加害者が厳正に裁かれる事を強く願っています。

引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

### ～事件概要～

- ◆ 2003年9月1日 南幌町南13線西4の道道交差点で自転車で通学途中の白倉美紗さん（14歳、中3）が、暴走トラックにはねられ犠牲に。運転手は逮捕されず。
- ◆ 2003年12月 栗山署は地検に書類送致
- ◆ 2004年1月～ 科学的捜査を求める上申書、医師および専門家の照会書や意見書など提出。
- ◆ 2005年2月 札幌高等検察庁へ上申書提出。
- ◆ 2005年12月 札幌地検岩見沢支部は、2年3か月ぶりに起訴（関連記事は会報15号）

### 犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加して 世話人 内藤裕次

2005年11月26日、かでの2・7で行われた首題の集会に参加してきました（日弁連など弁護士会の共催によるもの）。

犯罪被害者と裁判制度をテーマとした人形劇、札幌の被害者遺族による被害の実状についての訴えかけ、池田小学校事件・和歌山カレー事件等における被害者支援活動の実際など、当事者と弁護側双方からの主張を通じて、被害者支援のあり方について考えさせられる内容でした。

交通犯罪関係では、札幌の青野弁護士から、「交通事故事件における被害者支援活動」として、主に刑事事件における取り組みについて報告がありました。犯罪被害者弁護については、教科書が無い分野ではありますが、青野弁護士による新しい取り組みは非常に傾聴に値するものでありました。

総じて弁護士向けの内容が多く、一般の方にはわかりにくい部分も多かったと思いますが、私にとっては大いに参考になるものでした。今後の支援活動に役立てたいと思います。

## ～編集を終えて～

◆昨年末の12月27日、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。2004年12月成立の基本法に基づく施策が具体的な形となって現れた70ページ、258項目に、ある種の感慨を覚えます。◆8月の骨子案は225項目でした。9月の意見募集会に当会も11項目の要望意見を提出しましたが、被害者の要望も聞いて、さらに33項目の追加があったと聞きます。◆私たちが、これを不問にしては施策全体への信頼が揺らぐと強調した、知る権利と捜査の公正さの保障については、刑事手続への関与拡充(法18条関係)の「現状認識」の項に、「犯罪被害者等からは、現状について、犯罪被害者等は証拠として扱われているに過ぎず『事件の当事者』にふさわしい扱いを受けていないという批判があり、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続に関し、一層の情報提供と参加する権利を認めるよう要望する声が多い」と「権利」を含めた表現に書き改められました。(p40) ◆調書開示など、未だ具体化にはほど遠いのですが、一歩前進とは言えます。重点課題の説明の中にも「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続を進めるべきである」(p10)と明記されました。◆基本法が被害者の権利という点で画期を成したことは確実です。しかし、計画期間は2010年までの5年です。今後委ねられた項目も多いこと、さらに、推進体制の項で、「犯罪被害者等の要望を踏まえ」「犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けつつ」(p13)、施策の有効性の検証を行いながら点検、監視のフォローアップを実施する(p15)などとしていることからすれば、やはり今後の私たち「被害者等」の役割は大きいと言えます。◆国民の理解増進のための「犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)」も明確に位置づけられました。厳しい中ですが、互いに励まし合い、これからも当事者の「声」をあげなくてはなりません。

■もう一つ。年初の「道内交通死ワースト返上」の報に、忘れて欲しくない事をいくつか。■事故件数はそれほど減ってはならず、負傷者数は188人増

の35388人に上ります。重篤の後遺障害の方も増えています。そして死者302人のうち、歩行中に車にひかれた事件が86人にもおよぶことを考えると、悲惨な現実が変わりはありません。■昨年本州の小学生が凶悪犯の犠牲になる事件が相次ぎ、通学路の安全確保が話題になっていますが、児童生徒の安全を日常的に脅かしているのは「危険な車」です。厚生労働省によると、子どもの死因のトップは交通事故。道内でもここ数年、歩行・自転車の児童生徒が、2月に1人の割合で命を奪われ、毎日5人が負傷しているのです。「年明け5人死亡」という3日の記事に胸が痛みます。被害ゼロを切に願います。(前)

## 会 の 日 誌

2005.8.11～2006.1.10.



### 《会合など》

- 8/30 臨時世話人会・例会
- 9/3 「犯罪被害者等基本計画案」意見募集会(道庁)
- 9/14・10/12 世話人会・例会
- 10/22 「フォーラム・交通事故VI」開催
- 11/9 世話人会・例会
- 11/25 日弁連犯罪被害者支援委員会との懇談
- 11/26 犯罪被害者支援全国経験交流集会参加
- 11/27 犯罪被害者等基本法制定記念全国大会参加
- 12/14 世話人会・例会

### 《訴えの活動》

- ◆ 8/31 由仁商業高校 9/27 札幌白石清掃工場
- 10/25 恵庭南高校(小野)
- ◆ 9/27 苫小牧南高校
- 11/28 手稲区民センター(佐川)
- ◆ 9/22 札幌月寒高校 10/25 札幌平岡高校
- 11/11 室蘭栄高校定時制 11/14 北区民センター
- 11/29 苫小牧東高校定時制
- 12/13 苫小牧西高校 12/15 札幌厚別高校
- 12/19 苫小牧工業高校定時制(前田)
- ◆ 10/21 羽幌交通安全女性サミット(長瀬)
- ◆ 10/28 芦別総合技術高校(伊藤)

### 処分者講習での講師

- 8/19 荻野 9/22 小野 10/27 太田
- 11/25 水野美 12/8 小野

### 《パネル展示》

- 8/22～30 社会福祉総合センター
- 9/26～30 西区民センター ● 11/14～18 白石区民センター ● 11/14～16 JR手稲駅
- 11/21・22 札幌市役所

### 《お知らせ》

- ◆ 例会に気軽にお越し下さい。毎月第2水曜日の13時～15時、事務所です。  
予定⇒ ★ 2月8日(水) ★ 3月8日(水) ★ 4月12日(水)
- ◆ 世話人は同じく毎月第2水曜日の午前中に行っています。また毎週水曜日の10時～13時は、世話人が交代で事務所に出ています。気軽に訪ねて来て下さい。
- ◆ 次の会報発行は4月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。(3月20日〆)